

儲かる産地支援事業実施要領

第1 趣 旨

本県農業を維持・発展させていくためには、農業所得の一層の向上による「儲かる農業」の実現に向けた仕組づくりが必要である。

このため、県では本事業により、生産性の向上や付加価値の向上、ICTや高性能機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組の導入を進め、収益性の高い農業経営を実践するモデル的な担い手農家をより多く育成し、他の担い手農家に横展開させることで、「儲かる農業」の実現に向けた取組を支援することとする。

さらに、イバラキングの贈答用販売及び輸出向けメロンの品質安定化に向けて、必要な資材の導入を支援し、高付加価値化の実現を図る。

第2 事業の内容等

別表1及び別表2のとおりとする。ただし、高品質メロン創出及び輸出拡大に取り組む場合は別表3及び別表4を適用するものとする。

第3 事業の実施方針

本事業は、地域の実情に応じ、各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。

なお、この場合において、知事、農林事務所長（以下「所長」という。）及び市町村長は、それぞれの事業間の相互関連に十分配慮し、事業を実施しようとする者（以下「事業実施主体」という。）に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第4 事業の実施等の手続

- 1 事業実施主体は、事業実施主体の住所地等の市町村農政主管課等に事前相談した上で、儲かる産地支援事業実施計画書（別表1の取組に該当する場合は別記様式1-1、別表3の取組に該当する場合は別記様式1-2とする。以下「実施計画書」という。）を作成し、様式1により事業実施主体の住所地等の市町村長に申請するものとする。
- 2 市町村長は、事業実施主体が作成する実施計画書について、必要な指導及び調整を行うとともに、提出された実施計画書の内容を確認した上で、適当であると認めるときは、様式2を所長に提出するものとする。
- 3 事業実施主体が市町村である場合は、市町村長は、様式1に実施計画書を添付の上、所長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 補助事業を実施する場所（以下「事業実施地」という。）が複数の市町村に及ぶ事業実施主体（以下「広域事業実施主体」という。）は、主たる事務所等の所在する市町村を管轄する所長に、また事業実施地が複数の農林事務所の管轄区域に及ぶ場合にあっては、知事に承認申請をすることができる。
- 5 知事または所長は、市町村長等から提出された事業実施計画について十分審査を行うとともに、事業実施計画が適正と認められるときは、様式3により承認するものとし、所長においてはその写しを知事に提出するものとする。
- 6 事業実施計画の重要な変更については、前1項から5項に準じて行うものとし、重要な変更とは下記（1）から（3）のとおりとする。

（1）事業実施主体の変更

- (2) 施行箇所又は設置場所の変更
- (3) 事業費の30%を超える増減

第5 事業の推進指導體制

県及び市町村は、地域の実態に即し、かつ、農業者の自主性と創意工夫を活かしつつ、儲かる産地支援事業の効果的かつ適正な推進を図るため、下記の推進指導體制を整備し、関係機関相互の有機的な連携に努めるものとする。

1 県段階

県は、事業の効果的かつ適正な推進を図るため、農業関係各課、農林事務所、試験研究機関等が相互に連携を図り、農協等農業団体との密接な連携の下、事業の実施について推進指導にあたるものとする。

また、各農林事務所においては、地域農業改革推進会議、市町村、農協、土地改良区等農業団体と連携を図り、推進指導にあたるものとする。

2 市町村段階

市町村は、事業の効果的かつ適正な推進を図るため、農協、土地改良区等農業団体、農林事務所等との密接な連携を図り、事業の実施についての推進指導にあたるものとする。

第6 事業の実施状況報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から3年間（目標年度まで）、毎年度5月末日までに、当該年度における事業の実施状況報告書（別表1の取組に該当する場合は別記様式2-1、別表3の取組に該当する場合は別記様式2-2とする。）を作成し、様式4により市町村長（広域事業実施主体にあつては、所長又は知事）に事業成果を報告するものとする。
- 2 様式4により事業成果の提出を受けた市町村長は、その内容及び目標の達成状況を確認した後、毎年6月末日までに、様式5により所長に提出するものとする。
- 3 市町村長は、様式5と同時に儲かる産地支援事業費補助金交付要項（以下、「交付要項」という。）に基づく実績報告書を提出する場合には、様式5及び別記様式2-1「1事業実施の概要」を省略することができる。
- 4 様式4の提出を受けた所長又は知事は、その内容及び目標の達成状況について評価し、その評価結果が著しく低いなど、別途対策を講じる必要がある場合には、市町村と連携して事業実施主体を指導するものとする。

第7 助成措置

知事は、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成措置を講ずるものとする。

第8 効果的な事業の実施及び適切な執行の確保

- 1 県は、事業の効果的かつ適切な実施のため必要があると認めるときは、この要領の執行に必要な限度において、事業実施主体に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導及び助言を行うことができる。
- 2 県は、事業実施主体に対し、事業の効果等を検証することを目的として、必要な資料の提供、調査、報告その他協力を求めるとともに、必要な措置を講ずることができる。
- 3 事業実施主体は、事業内容が国庫補助事業や他の補助制度の活用が可能な場合はそ

これらの制度を優先的に活用することとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

付則

- 1 この要領は、平成30年4月26日から施行する。

付則

- 1 この要領の改正は、平成31年4月24日から施行する。
- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

付則

- 1 この要領の改正は、令和2年5月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

付則

- 1 この要領の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

付則

- 1 この要領の改正は、令和4年4月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

付則

- 1 この要領の改正は、令和4年9月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、第2条を除き、なお従前の例による。

付則

- 1 この要領の改正は、令和5年5月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 なお、令和5年度当初予算に係る取組については、別表1、別表2、別表5及び別表6の取組を対象とする。

付則

- 1 この要領の改正は、令和5年7月7日から施行する。

- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 なお、令和5年度当初予算に係る取組については、別表1、別表2、別表5及び別表6の取組を対象とする。
- 4 令和5年度6月補正予算に係る取組については、別表8及び別表9の取組を対象とする。

付則

- 1 この要領の改正は、令和6年4月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

付則

- 1 この要領の改正は、令和7年4月23日から施行する。
- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

付則

- 1 この要領の改正は、令和8年1月23日から施行する。
- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

付則

- 1 この要領の改正は、令和8年4月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の儲かる産地支援事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別表1 事業内容について

対象地域	対象品目	事業実施主体	事業内容	補助率	事業費
県内全域	全ての農作物	市町村、農協、営農集団 農業法人、認定農業者 等 ※市町村、農協等が事業実施主体の場合は受益戸数3戸以上、営農集団等が事業実施主体の場合は農家戸数3戸以上で組織され、かつ受益戸数3戸以上であること。ただし、知事が別に定める場合を除く。 また、ICTを活用した高性能機器等スマート農業の実現に必要な機械（以下、「先端技術」という。）の導入については、農業法人・認定農業者は1戸以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用したスマート農業の実践、新規作物の導入、省力化に必要な機械や施設の整備等に対する助成。 高品質な農産物を安定的に供給するために必要な機械や施設等の整備に対する助成。 	1/3以内	総事業費（税込） 1,600千円以上

別表2 作物ごとの採択基準、補助対象機械・施設について

作物名	採択基準	補助対象機械・施設
米（新規需要米を含む）、 麦、大豆、そば 等の土地利用 型作物	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。 儲かる産地支援事業実施要領の運用について示されている「特色ある産地づくりプラン」を作成しており、かつ、実現に向けての関係機関、団体の連携体制が整備されていること。 地域農業再生協議会が提示する生産数量目標に相当する数値の達成に努めること。 生産コストの削減、販売収入の増大など収益力向上に資する取組であること。 <p>（先端技術の導入について）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作業の省力化に資する先端技術を導入する場合は原則、経営規模を拡大する事業実施計画であること。 	<p>（1）生産・流通コスト削減に資する機械 ・直播機、フレコン計量機、温湯消毒機 等</p> <p>（2）販売収入増大に資する機械 ・多機能田植機、 コンバイン（原則5条以上） 等</p> <p>（3）先端技術対象機械 ・土壌センサー搭載型可変施肥田植機、 GPS付き田植機、農業用ドローン、収量コンバイン、トラクター等の自動操舵システム 等</p> <p>※具体的な先端技術については、農水省「スマート農業技術カタログ」を参考とする ※先端技術の導入の場合、導入する機械と先端技術を担う部分が分離できる場合、当該部分のみを対象とする</p>

<p>野菜 (果菜類、 葉茎菜類、 根菜類、 いも類、 地域特産物)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。 ・機械、施設の導入により野菜栽培における省力化・効率化・高品質化が見込まれること。 ・機械化体系の導入等により生産性の向上やコスト削減が見込めること。 ・通い容器の整備については、契約取引等により流通範囲が明確となっており回収が可能であること。 ・パイプハウスの新設については、原則として新品目及び県オリジナル品種を導入する場合に限る。 	<p>(1) 施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗関連機械施設、省エネ設備(外張の多重化・内張の多層化・ヒートポンプ・循環扇・多段式サーモ等)、養液土耕栽培システム(制御装置と養液施用設備の一体整備)、パイプハウス 等 <p>(2) 機械整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・播種機、移植機、防除機(乗用型等)、収穫機、掘取機、うね立て同時部分施肥システム、選別機、包装機、出荷調製機、鮮度保持装置、簡易残留農薬分析機器 等 <p>(3) 先端技術対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した環境測定器・制御装置 等 <p>※具体的な先端技術については、農水省「スマート農業技術カタログ」を参考とする</p> <p>※先端技術の導入の場合、導入する機械と先端技術を担う部分が分離できる場合、当該部分のみを対象とする</p>
--	---	--

<p>果樹 (なし、くり、ぶどう、りんご、かき、うめ、その他地域特産果樹)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。ただし、果樹の新改植を伴う場合の目標年度は事業実施から8年後までとする。 ・当該地区における対象果樹の産地規模が概ね次に掲げる栽培面積の基準以上に達しているか、又は達することが確実であると見込まれること。 りんご6ha、なし5ha、くり4ha、かき3ha、ぶどう3ha、うめ3ha、その他果樹1ha ・農作物被害防止施設を整備する場合は、市町村は当該事業費の1/6以上を助成すること。 ・多目的防災網を整備する場合は園芸施設共済あるいは収入保険制度に加入すること。 ・多目的防災網施設の高度化転換を実施する場合は、事業実施前年度までに当該園地の1/2以上で改植を行い、当該年度に収穫が見込まれること。または事業を実施しようとする前年度の収穫終了後から事業実施年度の3年後までに当該園地の1/2以上で改植を行うこと。 ・パイプハウスの新設については、原則として新品目あるいは県オリジナル品種を導入する場合に限る。 ・なし「恵水」又は「ピュアリス」の新改植に必要な機械については、当該地区における果樹産地構造改革計画に、「恵水」又は「ピュアリス」の普及拡大目標が定められており、かつ、その目標達成のために必要な場合に限る。 ・産地計画を策定していないため、果樹経営支援対策事業が活用できず、本事業を活用する場合は、事業利用当年度末までに産地計画を作成すること。 ・果実収穫機、花粉採取・人工交配に必要な機械の整備については、総事業費(税込)1,600千円以上の条件は適用しないものとする。 	<p>(1) 施設整備</p> <p>農作物被害防止施設、雨よけ栽培施設※1、パイプハウス、果樹棚※2、大苗育苗施設、有機物供給施設、耕土改良用機械、低温貯蔵施設等の果実の貯蔵性を高める施設、くん蒸庫※3等</p> <p>※1 ぶどうの雨よけ栽培施設の整備については、欧州系品種が植栽されている、または事業実施翌年度に植栽する圃場を対象とする。</p> <p>※2 なし棚の整備・補修については、圃場内に「恵水」又は「ピュアリス」あるいは樹体ジョイント仕立て用の苗木を事業実施翌年度までに植栽すること。</p> <p>※3 くん蒸庫の整備については、一般社団法人日本くん蒸技術協会が求める能力を有したくん蒸庫であり、初めての使用に当たっては十分な説明を受けること。</p> <p>(2) 機械整備</p> <p>果実消毒機等のヨウ化メチル代替技術に該当する機械、ボンベタイプのヨウ化メチルくん蒸剤使用に必要な機械、光センサー糖度計等の選果の精度を高める機械、土壌消毒機(温水消毒機等)、なし「恵水」又は「ピュアリス」の新改植に必要な機械、果実収穫機、花粉採取・人工交配等に必要な機械等</p> <p>(3) 先端技術対象機械</p> <p>圃場管理のためのICT機器や新規就農者等の技術習得のためのICT機器、アシストスーツ等の労力を軽減する機械、ジョイント栽培専用棚等</p> <p>※先端技術の導入の場合、導入する機械と先端技術を担う部分が分離できる場合、当該部分のみを対象とする</p>
---	--	--

花き	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。 ・当該地区における対象花きの産地規模が概ね次に掲げる栽培面積の基準以上であること。 露地栽培の花き 5ha 施設栽培の花き 1ha ・パイプハウスの新設については、原則として新品目及び県オリジナル品種を導入する場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)施設整備 露地電照施設、予冷库、プールベンチ、養液土耕システム、ヒートポンプ、外張の多重化、内張の多層化、循環扇、促成処理施設、パイプハウス、その他付帯施設等 (2)機械整備 播種機、定植機、防除機、結束機、選別機、土壤消毒機、乗用型除草機、芝刈り機等 (3)先端技術対象機械 ICTを活用した環境測定器、環境制御装置等 ※先端技術の導入の場合、導入する機械と先端技術を担う部分が分離できる場合、当該部分のみを対象とする
特用作物 (葉たばこ、茶、その他特用作物)	<p>(葉たばこ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益農業者が概ね3戸以上であること。ただし、ICTを活用したスマート農業の実践、新品種の導入に係る機械や施設等の整備に限り、農業法人・認定農業者は1戸から対象とすることができる。 ・事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。 <p>(茶)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積が概ね2ha以上(防霜施設整備については概ね50a以上)で、事業が効果的に実施できるようほ場が集団化されていること、または集団化されることが確実と見込まれること。ただし、ICTを活用したスマート農業の実践、抹茶生産や有機栽培のための機械や施設等の整備に限り、農業法人・認定農業者は1戸から対象とすることができ、この場合、産地規模は適用しない。 ・事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。 <p>(その他特用作物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積が概ね1ha以上で、事業が効果的に実施できるようほ場が集団化されていること、または集団化されることが確実と見込まれること。ただし、ICTを活用したスマート農業の実践、新品種及び新規作物の導入に係る機械や施設等の整備に限り、農業法人・認定農業者は1戸から対象とすることができ、この場合、産地規模は適用しない。 ・事業実施により、対象品目において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上、または生産コストの3%削減が見込めること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)施設整備 防霜施設(防霜ファン、スプリンクラー等) 乾燥施設等 (2)機械整備 稲ワラ収束機、堆肥混合機、蒸し器、粗揉機、乾燥機、異物除去機等 (3)先端技術対象機械 <ul style="list-style-type: none"> ・茶園クリーナー等、有機栽培に関するもの ・乗用型自動被覆機等、抹茶(碾茶)生産に関するもの ・ICTを活用した環境制御装置等、スマート農業の実践に関するもの ・農業用アシストスーツ等 <p>※先端技術の導入の場合、導入する機械と先端技術を担う部分が分離できる場合、当該部分のみを対象とする</p>

別表3 事業内容について（高品質メロン創出及び輸出拡大）

対象地域	対象品目	事業実施主体等	事業内容	補助率	備考
県内全域	メロン類	農協、営農集団、農業法人 等 ※事業実施主体は、農家戸数3戸以上で組織された団体であり、かつ受益戸数が1戸以上であること。 農業法人は、1戸以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・高品質な「イバラキング」の栽培に必要な施設や機械の整備等に対する助成。 ・輸出向けメロンの品質安定化に向けた施設の高度化に対する助成。 	1/2以内	施設は1棟あたり 上限700千円 機械は1台あたり 上限500千円

別表4 事業内容ごとの採択基準、補助対象機械・施設について（高品質メロン創出及び輸出拡大）

内容	採択基準	補助対象機械・施設
高品質メロン創出	以下の全ての基準を満たすものとする。 ・高品質な「イバラキング」の栽培に取り組むこと。 ・当該事業により生産したメロンは、百貨店、果実専門店等で贈答用として試験販売を行うこと。 【成果目標】 事業実施により、百貨店、果実専門店等への販路（贈答用に限る）を1ルート以上開拓すること。	(1) 施設整備 ・パイプハウス ・パイプハウス整備に付帯する機器（高品質なイバラキングの生産に必要なものに限る。） (2) 機械整備 ・非破壊糖度計
輸出向けメロンの品質安定化に向けた施設の高度化	以下の全ての基準を満たすものとする。 ・メロンのトンネル栽培からパイプハウス栽培に切り替えること。 ・過去3年間において輸出実績があり、安定的な輸出ルートが確保されていること。 ・生産した果実の試験輸出に取り組むこと。 【成果目標】 事業実施により、輸出販路を1ルート以上開拓すること。	(1) 施設整備 ・パイプハウス ・パイプハウス整備に付帯する機器

(様式1)

令和 年 月 日
番 号

市町村長 殿

(住所)
(事業実施主体名)
(代表者)

令和〇〇年度儲かる産地支援事業事業計画承認申請について

令和〇〇年度儲かる産地支援事業を実施するため、別添のとおり事業実施計画書の承認を受けたいので、申請します。

添付書類 儲かる産地支援事業実施計画書
(別記様式1-1又は1-2)

注1) 市町村が事業実施主体となる場合、事業実施地が複数の市町村に及ぶ場合は、宛先の市町村長を〇〇農林事務所長に、事業実施地が複数の農林事務所の管轄区域に及ぶ場合にあっては、茨城県知事と置き換えることができる。

(様式2)

番 号
令和 年 月 日

〇〇農林事務所長 殿

市町村長

令和〇〇年度儲かる産地支援事業事業計画承認申請書の提出について

このことについて、儲かる産地支援事業実施要領第4の1の規定に基づき、下記事業実施主体より別添のとおり儲かる産地支援事業事業計画承認申請書の提出があったので、同要領第4の2の規定に基づき、提出します。

記

添付書類 儲かる産地支援事業実施計画書
(別記様式1-1又は1-2)

○ 事業実施計画書を提出した事業実施主体一覧

番号	事業実施主体	事業の内容	事業費
			円
			円
			円
			円
			円

- 注) 1 番号は、事業実施計画書に付した番号に合わせる事。
2 事業の内容欄は、整備する施設や機械の名称を記入する。
3 事業費は、事業毎に消費税額まで含んだ金額を記入する。

(様式3)

番 号
令和 年 月 日

市町村長 殿
(事業実施主体の長)

農林事務所長
(茨城県知事)

令和〇〇年度儲かる産地支援事業実施計画書の承認について

令和 年 月 日付け 第 号で承認申請のあった下記実施計画書については、内容が適当と認められるので、儲かる産地支援事業実施要領第4の5の規定に基づき承認します。

記

事業実施主体	事業の内容	補助金額
		円
合 計		円

(様式4)

令和 年 月 日
番 号

市町村長 殿

(住所)
(事業実施主体名)
(代表者)

儲かる産地支援事業実施状況報告書の提出について

儲かる産地支援事業実施要領第6の1の規定に基づき報告します。

添付書類 儲かる産地支援事業実施状況報告書
(別記様式2-1又は2-2)

注) 市町村が事業実施主体となる場合、事業実施地が複数の市町村に及ぶ場合は、宛先の市町村長を〇〇農林事務所長に、事業実施地が複数の農林事務所の管轄区域に及ぶ場合にあつては、茨城県知事と置き換えることができる。

(様式5)

番 号
令和 年 月 日

〇〇農林事務所長 殿

市町村長

儲かる産地支援事業実施状況報告書の提出について

令和〇〇年度において事業を実施した儲かる産地支援事業について、儲かる産地支援事業実施要領第6の2の規定に基づき、令和〇〇年度の事業の実施状況報告を提出します。

記

添付書類 儲かる産地支援事業実施状況報告書（別記様式2-1又は2-2）

○ 事業実施状況報告書を提出した事業実施主体一覧

番号	事業実施主体	事業の内容	事業費
			円
			円
			円
			円
			円

- 注) 1 番号は、事業実施状況報告書に付した番号に合わせること。
2 事業の内容欄は、整備する施設や機械の名称を記入する。
3 事業費は、事業毎に消費税額まで含んだ金額を記入する。

番号

令和 年度

儲かる産地支援事業実施計画書

市 町 村 名 :

事業実施主体名 :

代 表 者 名 :

所 在 地 :

1 事業の目的

2 事業内容

市町村名		事業実施主体名								
対象作物名	受益面積	受益農 家戸数	事業の内容(規格・規模等)	事業量 (台、 棟、㎡)	補助率	事業費	負担区分			備考
							県補助金	市町村費	その他	
	ha	戸				円	円	円	円	
合計										

(注1) 対象作物が複数ある場合、対象作物名欄には主たる作物名を1位とし、以下順位を附して記載する。

(注2) 事業の内容の欄には、導入する機械(例えば防除機、管理機)や施設等を記載する。

(注3) 事業量の欄は、施設や機械の面積や単価、台数等を記入する。

(注4) 事業費は、事業毎に消費税額まで含んだ金額を記入する。

(注5) 備考欄には、事業毎に消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円、うち県費〇〇〇円」と記入する。

3 現状と課題

現 状		課 題	
--------	--	--------	--

4 事業導入による改善計画

No.	項 目	成果目標 項 目	作物名	現 状 (年)	目 標 (年)	目標達成のための具体的対策
1	栽培面積(ha)	/				
2	出荷量(t)					
3	平均販売単価(円/kg)					
4	販売金額(千円)					
5	平均収量(kg/10a)					
6	生産コスト(10a当経営費)					

(注1) 上記以外の項目で改善計画目標を設定する場合は、下部に項目を追加して記載する。

(注2) 原則、1～5の項目については全て記載すること。

(注3) 項目6については、成果目標に設定する場合のみ記載すること。

(注4) 成果目標に設定する項目は、成果目標項目欄に「○」を記載すること。なお、別表1及び2に対応する取組については項目2～6の中で、最低1つ選択する。

(注5) 現状は、事業実施前年度の数値とし、目標は事業実施後3年目の年度の目標数値とする。例えば令和8年度に事業実施する場合、現状は令和7年度数値を、目標は令和11年度数値を記載する。

なお、過年度に儲かる産地支援事業を活用している場合、過年度に実施した事業における目標値を現状とする。

(注6) 事業対象品目が複数ある場合は品目毎に作成すること。

(注7) 事業対象品目が茶の場合は、出荷量について、生茶及び荒茶の両方を記載すること。それ以外の項目については、荒茶について記載すること。

5 機械・施設等の利用計画

(1) 施設の利用計画

作物名	面積	生産量	利用期間

(2) 機械の利用計画

作物名	受益面積	作業内容	1日当たり利用計画		利用期間	稼動日数
			作業時間	左の面積		

6 添付書類

(共通)

- ・位置図
- ・機械・施設等の規模決定根拠
- ・見積書
- ・カタログ
- ・平面図、設計図等
- ・機械施設の管理運営規定
- ・営農集団の定款、規約、役員名簿等
- ・事業実施前年度の決算書（個人の場合、青色申告書）※生産コスト低減を成果目標にする場合のみ必須
- ・その他必要と認められるもの

(農産)

- ・特色ある産地づくりプラン（別記様式3）
- ・営農計画書（写し）

(果樹)

- ・事業対象園地で改植を実施したことを証する書類または改植計画書
- ・なし「恵水」又は「ピュアリス」新改植計画（「恵水」又は「ピュアリス」への新改植に必要な機械を導入する場合）（別記様式4）

2 事業内容等

(1) 事業の目的等

事業実施地区：		対象品種と面積：	
取組内容：			
現状と課題			
現		課	
状		題	

(2) 事業の内容

区分	事業の内容 (導入機械・機器名、規格等)	事業量		補助率	事業費	負担区分		備考
		単価	台、棟、m ²			県補助金	その他	
パイプ ハウス 導入					円	円	円	
機械 機器 導入					円	円	円	
合計					円	円	円	

(注1) 事業の内容の欄には、導入する機械（非破壊糖度計）を記載する。パイプハウスの導入の場合は、間口、奥行を記載する。

(注2) 事業量の欄は、機械の単価、台数等を記入する。

(注3) 事業費は、事業毎に消費税額まで含んだ金額を記載する。

(注4) 備考欄には、事業毎に消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円、うち県費〇〇〇円」と記入する。

3 事業導入による成果目標

項目	品種名	現状 (年)	目標値 (年)	目標達成のための具体的な 方策
販路開拓(ル ート)		(ルート) 販売店名： 輸出先国： (販売店)	(ルート) 販売店名： 輸出先国： (販売店)	

(注1) 現状は、事業実施前年度の数値とし、目標値は事業実施3年目の年度の値とする。例えば、令和8年度に事業実施する場合、現状は令和7年度数値を、目標は令和10年度数値を記載する。

なお、過年度に儲かる産地支援事業を活用している場合、過年度に実施した事業における目標値を現状とする。

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 添付書類

- ・ほ場図、ほ場一覧
- ・見積書（3者以上の見積書を添付すること）
- ・カタログ
- ・パイプハウス導入においては平面図、設計図等
- ・導入後のパイプハウスが風速 36m/s 以上に耐えることができる強度を有するものであることを証する資料
(パイプハウス導入の場合)
- ・営農集団・法人等の定款、規約、役員名簿等
- ・その他知事が必要と認める資料
- ・過去3年間の輸出実績が確認できる資料（輸出向けメロンの取組の場合）

番 号

儲かる産地支援事業実施状況報告書

1 事業実施の概要

事業実施年度	年度		市町村名			事業実施主体名				
対象作物名	受益面積 ha	受益農家戸数 戸	事業の内容(規格・規模等)	事業量 (台、棟、㎡)	補助率	事業費 円	負担区分			備考
							県補助金 円	市町村費 円	その他 円	

2 事業実施後の状況

項 目	作物名	実施前年 (年)	目標 (年度)	実施年 (年度)	管理主体名※			目標達成のための具体的対策
					1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	
栽培面積(h a)								
出荷量(t)								
販売金額(千円)								
販売単価(円/k g)								
単収(k g / 1 0 a)								
生産コスト(10a当額)								

- (注1) 本表については、事業実施年度の実施報告における実績をもとに記載する。
- (注2) 目標は事業実施後3年目の年度の目標数値とする。例えば、8年度に事業実施する場合、現状は7年度数値、目標は11年度数値を記載する。
なお、過年度に儲かる産地支援事業を活用している場合、過年度に実施した事業における目標値を現状とする。
- (注3) 本表は、事業実施主体における事業実施後の状況を記載することとする。ただし、事業主体と管理主体(実際の受益者の範囲)が大きく異なる場合は、
管理主体名(実施の受益者の範囲名)を本表上部の管理主体名欄に記載するとともに、当該管理主体における目標及び事業実施後の状況を記載することとする。
(例)事業実施主体は〇〇農協だが、管理主体は〇〇農協〇〇部会等の場合等
- (注4) 対象作物が複数ある場合、主たる作物全てについて作成する。
- (注5) 果樹の新植・改植を伴う計画の実績など、必要に応じて列を追加すること。
- (注6) 生産コストは、成果目標に設定した場合のみ記載すること。

3 事業の具体的成果

※事業の成果について、「2 事業実施後の状況」等を活用し300字程度で具体的に記載すること。

●実施年 (年)

●1年目 (年)

●2年目 (年)

●3年目 (年)

4 事業実施後の補助事業により取得した財産の管理状況について

補助事業により 取得した財産	項 目	実施年 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	・・・	耐用年数 まで
	補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、 <u>事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。</u>					・・・	
	耐用年数期間において、 <u>所長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。</u>					・・・	

※ 上記の内容について確認し、「実施年」欄、「1年目」欄から「3年目」欄に「✓」を記入し、「耐用年数まで」欄については、対象年度を記入すること。

(別記様式 2-2) 実施状況報告書

儲かる産地支援事業 実施状況報告書 (高品質メロン創出及び輸出拡大)

令和 年 月 日

1 事業の成果

(1) 取組概要 (事業実施年度: 年度)

経営面積: a (うち施設 a)	事業実施主体:
導入実績:	

(2) 事業導入による成果目標の達成状況

項目	品種名	現状年 (実施前年) (年)	目標 (年度)	実施年 (年度)	翌年 (年度)	翌々年 (年度)	当該年の 目標達成状況*
販路開拓 (ルート)		(ルート) 販売店名: 輸出先国: (販売店)	(ルート) 販売店名: 輸出先国: (販売店)	(ルート) 販売店名: 輸出先国: (販売店)	(ルート) 販売店名: 輸出先国: (販売店)	(ルート) 販売店名: 輸出先国: (販売店)	

(注1) 目標の達成状況は、当該年値/現状年値で算出した数値を記載すること。

2 事業の具体的成果 (年度)

--

※事業を活用した成果について、毎年度、効果があった内容を記載する。

3 事業実施後の財産管理状況について

補助事業により 取得した財産	項 目	実施年 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	・・・	耐用年数 まで
	<u>補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。</u>					・・・	
	<u>耐用年数期間において、所長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。</u>					・・・	

※ 上記の内容について確認し、「実施年」欄、「1年目」欄から「3年目」欄に「✓」を記入し、「耐用年数まで」欄については、対象年度を記入すること。

(別記様式3)

特色ある産地づくりプラン

計画策定年月日	令和 年 月 日
市町村名	
計画策定主体名	

1 生産状況

(1) 生産組織

組織の名称	構成員数		平均年齢	専業比率	特記事項
		うち認定 農業者数			

(2) 人・農地プラン等での当該生産組織の位置付け

--

*当該生産組織の活動が人・農地プラン等の実現にどのように寄与するか等を記載する。

(3) 対象受益地の生産量等

作物名 (品種名)	年度	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年
		(実施年)			(目標年)
	作付面積 (ha)				
	生産量 (t)				
	平均単収 (kg/10a)				
	作付面積 (ha)				
	生産量 (t)				
	平均単収 (kg/10a)				
	作付面積 (ha)				
	生産量 (t)				
	平均単収 (kg/10a)				

(注) 目標年は、当該事業実施後の3年目とする。

(4) 実需者ニーズの把握及び対応策

作物名 (品種名)	実需者ニーズ (主な実需者・要望・評価) 及び対応策

2 生産における現状と課題

項 目	現 状	目指そうとする産地の姿	課 題
組織に関して			
担い手に関して			
生産技術に関して			
品質に関して			
機械、施設に関して			
その他 ()			

3 流通・販売における現状と課題

項 目	現 状	目指そうとする産地の姿	課 題
集荷に関して			
品質に関して			
販売先に関して			
販売価格に関して			
販売促進に関して			
その他 ()			

4 事業実施により期待される効果

事業内容	期待される効果

(別記様式4)

なし「恵水・ピュアリス」の新改植計画（実績）

1 計画策定年月日

年 月 日 ()

2 計画策定主体名

--

3 「恵水・ピュアリス」の新改植計画（実績）

	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)
改植面積 (a)			
うち恵水・ピュアリスへの改植面積 (a)			
新植面積 (a)			
うち恵水・ピュアリスへの新植面積 (a)			

※1年目は事業実施年度とし、3年目まで継続的に恵水を導入すること。

4 導入機械管理責任者

--

(計画申請時の添付資料)

- ・「恵水」又は「ピュアリス」の新改植計画の根拠となる資料

(実施状況報告時の添付資料)

- ・機械利用記録簿
- ・茨城県梨組合連合会からの「恵水」又は「ピュアリス」苗木の購入者名簿（名前と本数）